

12 月 NEWS

①税制情報

【改正消費税法】

平成 24 年 8 月 22 日に社会保障と税の一体改革関連法が公布され、改正消費税法が平成 26 年 4 月 1 日から施行することとされています。今回は、改正消費税法の概要について確認します。

改正消費税法は、社会保障制度を再構築することが日本の重要な課題であり、新たな社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び消費税率の引き上げを行うものである。消費税に関する主な改正項目は①消費税率の引き上げ、②事業免税点の見直し、③中間申告制度の見直しである。

1.消費税率の引き上げ

消費税率（地方消費税率含む）は、現行 5%から、段階的に引き上げられ、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てられる。

ただし、消費税率の引き上げにあたっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、消費税率の引き上げ停止を含め所要の措置を講ずることとされている。

	消費税率 (国税)	地方消費税率 (地方税)	合計
現行	4%	1%	5%
平成 26 年 4 月 1 日～	6.3%	1.7%	8%
平成 26 年 10 月 1 日～	7.8%	2.2%	10%

2.事業免税点制度の見直し

事業者免税制度が適用される新設法人の範囲を縮小された。

現行の消費税の事業者免税点制度とは、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である事業者については、原則として消費税の納税義務が免除されるが、資本金等の額が 1,000 万円以上で設立した法人の基準期間がない課税期間については納税義務が免除されない。

改正消費税法では平成 26 年 4 月以降に設立される資本金等の額が 1,000 万円未満の新設法人のうち、課税売上高が 5 億円超を有する事業者が新設法人の株式の 50%超を保有（間接的な保有を含む）しているものについては、その新設法人の設立当初 2 年間については、

事業者免税点制度の適用対象外とされる。これにより、5 億円超の課税売上高を有する事業者が、新設法人を活用して消費税の課税を逃れるといった租税回避行為が実質的に封じられることになる。

3.中間申告制度の見直し

中間申告義務のない事業者に係る中間申告書の提出が可能となった。

現行の消費税法では、直前の課税期間における確定消費税額が 1 年間で 48 万円以下（地方消費税額を含むと 60 万円以下）であるため、消費税の中間申告の提出義務がない事業者については、消費税の中間申告を提出することはできなかったが、今回の改正により平成 26 年 4 月以降に開始する課税期間より、消費税の中間申告義務のない事業者が、消費税の中間申告を提出する旨の届出を提出した場合には、中間申告書（年 1 回、6 ヶ月分）を提出することができるようになる。これにより、消費税の中間申告義務のなかった小規模事業者等において、自主的に消費税の中間申告することで決算申告時における一時の税負担を軽減する効果が期待できる。

②12月の主な税務

12月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
12月10日	11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
12月20日	7～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出期限
H25年1月4日	10月決算法人の確定申告
H25年1月4日	1月、4月、7月、10月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
H25年1月4日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
H25年1月4日	4月決算法人の中間申告の半期分
H25年1月4日	消費税の年税額が400万超の1月・4月・7月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
H25年1月4日	消費税の年税額が4,800万超の9・10月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）
12月	(1) 給与所得の年末調整 調整の時期・・・本年最後の給与の支払をするとき (2) 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出 提出期限・・・本年最後の給与の支払を受ける日の前日 提出先・・・給与の支払者経由で、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長 (3) 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付 納期限・・・12月中の市町村の条例で定める日

③スタッフの一言

今年も残すところ、あと1ヵ月となりました。壁に掛けたカレンダーも最後の一枚となり、何か心急ぐ気分です。

12月は衆議院議員の総選挙が実施されます。政権交代があるか、新しい政党が多くあることなどから今回の選挙の行方にはとても注目しています。どの政党が政権運営を行うかによって税制にも大きな影響を与えます。

事務所では12月は通常業務の他に年末調整など忙しい日々が続きます。充実した気持ちでお正月を迎えられるように今年もあと一ヶ月最後まで頑張っていこうと思います。

入江